

## 議案第26号

### 宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

#### 資料1 宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の概要について

##### 1 概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の公布により、児童福祉法の一部が改正され、このことから「宝塚市立子ども発達支援センター条例」の一部を改正しようとするもの。

##### 2 条例改正の内容

- (1) 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うということが明確化されたことによる改正（第1条）
- (2) 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化に伴う「福祉型」の文言削除（第3条・第5条・第8条）
- (3) 児童福祉法第6条の2の2の改正に伴う項ずれが生じたことによる整理（第4条）

##### 3 その他

- (1) 今回の改正で、現在、子ども発達支援センターに通所している児童等に影響は生じない。
- (2) 類型が一元化されたことに伴う人員基準及び設備基準に関しては、現行の福祉型を基本として設定することが示されており、現行の人員体制に変更は生じない。

##### 4 施行日

令和6年4月1日

##### 5 参考（こども家庭庁作成資料より抜粋）

